

売却区分番号	7 4 4 - 4		
見積価額	¥2, 8 7 1, 0 0 0	公売保証金	¥3 0 0, 0 0 0
財産の表示	ゴルフ会員権 太平洋クラブ 数量 1		
登録番号	第●●●●号	会員権の種類	正会員
登録年月日	平成27年12月29日	保証金の額	なし
経営会社	株式会社太平洋クラブ		
会員権の内容	株式会社太平洋クラブが経営する又は業務提携を行うゴルフ場及び附属設備の優先的利用権		
譲渡承認	太平洋クラブの承認が必要		
名義書換手数料	令和8年7月現在 2,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む）		
年会費	132,000 円（消費税及び地方消費税を含む）	左記の調査時期	令和8年7月
未納年会費	363,000 円（消費税及び地方消費税を含む）	左記の調査時期	令和8年7月
特記事項	1 買受人は法人個人を問わないが、公売財産は共有名義にはできないため、共同入札はできない。 2 名義書換えのために必要な費用（名義書換手数料等）は、買受人が負担する。 3 買受代金納付後の名義書換えの手続きは、買受人が速やかに行うこと。 4 名義書換手続の際、太平洋クラブ所定の書類による入会審査及び理事面接が実施される。 5 推薦保証人（入会5年以上及び直近1年以内に5回以上来場履歴のある会員）がいる場合は、理事面接が免除される。 6 未納年会費は、買受人が負担することとなり、未納年会費を払わなければ名義書換手続を行うことができない。 7 <u>会員権の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消す</u> ので、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課まで申し出ること。 8 会員権の詳細については、株式会社太平洋クラブに問い合わせること。 （問合せ先） 株式会社太平洋クラブ 電話（03）5219－8192 担当者 会員営業部 石垣氏 そのほか、公売手続に関する内容については、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課に問い合わせること。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	1 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 2 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 3 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。		